

宇都宮市監査委員告示第9号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成21年6月17日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年8月13日

宇都宮市監査委員 五井 洸 治夫

同 佐藤 千鶴子

同 鎌倉 三郎

同 塚田 典功

# 宇都宮市職員措置請求監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 今泉4丁目

氏名 西 房美

### 2 請求書の提出日

平成21年6月17日

### 3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

#### (1) 主張要旨

- ・ 民主市民連合議員会の平成20年度政務調査費収支報告書の、広報広聴費の内容を見ると、平成21年の1月から3月までに支出された会派広報紙送料、同印刷費及び同封筒代であり、平成20年の4月から12月までの9ヶ月間は、広報広聴活動を何ら行っていないことがわかる。また、会派広報紙送料として 90円の郵便切手代を 1月14日に 16,000枚分、3月30日に 12,000枚分支出しているが、昨年度から領収書を添付する決まりになったために使用しきれなくて 4,641,421円も残金を返金し、年度末にあわてて郵便切手を購入したと思われる。

市議会議員の場合は、ほぼ 100%選挙区内の有権者に発送するのが常識と思われる。大量の郵便物を発送する場合には、郵便区内特別郵便物(注)という制度があり、100通以上まとまれば、1通につき 90円の場合は 75円になり、15円の割引になる。単純計算すると 420,000円安くなるはずである。

- ・ 3月14日、15日の 2日間でパソコン 3台分 758,400円と 3月30日に 90円の郵便切手 12,000枚分 1,080,000円の合計 1,838,400円を支出しているが、このように年度末に集中して不当に市民の血税を湯水のごとく使うことは許されない。
- ・ 郵便区内特別郵便物ならば 420,000円も安くなったはずであり、また、3月30日に 1,080,000円の郵便切手を購入したが、物理的に年度内に発送することは不可能と思われる。民主党支持者数人から聞いたところ、民主市民連合議員会からただの一度も会派広報紙等は、送られた事はないとの証言もある。

注：郵便区内特別郵便物とは、同一差出人が同一郵便区内に100通以上差し出す場合に、割安な料金の適用が受けられる制度である。同一郵便区内とは、郵便事業株式会社の配達事業所ごとに定められている配達区域内をいう。宇都宮市内の配達事業所としては、宇都宮中央支店、宇都宮東支店、宇都宮南支店、道場宿配達センター、徳次郎配達センター、河内配達センター及び上河内配達センターがある。

この制度を利用する場合、料金の支払方法は、料金別納、料金後納、料金計器別納のいずれかに限られる。

## (2) 措置請求

外部監査人は厳しく監査し、政務調査費の会派広報紙送料のうち、郵便区内特別郵便物の制度を利用した場合に受けることができた割引額相当額及び年度内に使用しなかった郵便切手代相当額を返還するよう、民主市民連合議員会に対して請求する旨、宇都宮市長に対し勧告することを求める。

## (3) 個別外部監査を求める理由

4名の監査委員のうち、代表監査委員は元議会事務局長であり、2名は現職の市議会議員である。公正かつ中立な監査を求めるには無理があると思えるので、個別外部監査を求める。

## 4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成21年6月29日に受理を決定した。

## 5 個別外部監査について

個別外部監査契約に基づく監査が相当であるとは認められないため、監査委員による監査を行うこととした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

民主市民連合議員会の政務調査費の会派広報紙送料のうち、郵便区内特別郵便物の制度を利用した場合に受けることができた割引額相当額及び年度内に使用しなかった郵便切手代相当額の返還請求を行っていないことの違法性又は不当性を、監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

監査対象部局を議会事務局総務課とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年7月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出はなかった。

### 4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成21年7月16日に議会事務局長、同次長、同副参事（政務調査担当）、同総務課長、同課秘書管理グループ係長等から陳述の聴取を行った。

### 5 関係人への確認

民主市民連合議員会の会長及び経理責任者に対し、平成21年7月30日に監査委員事務局職員が事実関係の確認を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象部局及び関係人に対する監査等の結果、次の事項を確認した。

## (1) 政務調査費の概要について

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定められている。また、同法第100条第15項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

これを受けて、宇都宮市においては、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号。以下「条例」という。）、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例施行規則（平成13年規則第6号。以下「規則」という。）及び宇都宮市議会政務調査費の使途規準に関する規程（平成13年議会告示第2号。以下「規程」という。）を制定し、いずれも平成13年4月1日に施行し、各会派に対し政務調査費を交付している。

平成19年度には、政務調査費の透明性確保のため、領収証書等を収支報告書へ添付することや、積極的な情報公開のため、収支報告書等を市民の閲覧に供することを内容とした、条例、規則及び規程の一部改正を実施し、平成20年4月1日に施行した。

また、議会事務局総務課では、政務調査費執行の基本方針、使途基準、会計手続きなどを示した「政務調査費取扱いマニュアル」を作成し、平成20年3月24日に実施した全議員を対象とした政務調査費に関する説明会時に配付した。

### ア 条例の概要

条例の概要は下表のとおりである。

交付対象 (第2条)	会派（所属議員が1人の場合を含む。）
交付額 (第3条)	毎月1日の会派の所属議員数に、1月につき120,000円を乗じて得た額
交付方法 (第4条)	上半期及び下半期に区分し、それぞれ最初の月の15日に交付
使途基準 (第6条)	議長が別に定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。
経理責任者 (第7条)	会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。 経理責任者は、領収書その他証拠書類を整理し、政務調査費の支出について会計帳簿を調製しなければならない。
収支報告書 (第8条)	当該年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収証書等を添えて、当該年度の終了後1月以内に議長に提出しなければならない。
返還 (第9条)	収支報告書を提出した場合において、交付を受けた政務調査費に残額があるときは、速やかに当該残額を市長に返還しなければならない。

## イ 政務調査費として使用できない経費

規程の第2条は、「政務調査費の用途基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については使用できないものとする。(1)交際費的な経費（慶弔、餞別、病氣見舞金等）(2)福利厚生に関する経費（レクリエーション経費等）(3)選挙活動に関する経費(4)政党活動に関する経費（党費、党大会参加費等）(5)その他議員個人の活動に関する経費（議員個人の活動広報紙作成費等）」と定めている。

## ウ 広報広聴費の用途基準

規程第2条及び別表に定める広報広聴費の用途基準は、下表のとおりである。

科 目	内 容
広報広聴費	会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費、印刷費、茶菓子代等)

## (2) 民主市民連合議員会の政務調査費のうち広報広聴費の支出について

民主市民連合議員会から提出された、平成20年度政務調査費収支報告書によれば、支出額は 8,326,349円であり、その内訳は下表のとおりである。

科 目	金 額
1 研究研修費	335,800円
2 調査活動費	2,595,774円
3 資料作成費	0円
4 資料購入費	102,475円
5 広報広聴費	3,442,320円
6 人件費	0円
7 事務費	1,849,980円
8 その他の経費	0円
合 計	8,326,349円

このうち「5 広報広聴費」の内訳は、下表のとおりである。

支出年月日	支 出 内 容	金 額
平成21年1月14日	12月議会に係る会派広報紙送料(90円切手16,000枚)	1,440,000円
〃 2月 3日	12月議会に係る会派広報紙印刷費(18,000部)	362,880円
〃 2月 5日	封筒代(長3 16,000枚)	149,940円
〃 3月30日	3月議会に係る会派広報紙送料(90円切手12,000枚)	1,080,000円
〃 3月30日	3月議会に係る会派広報紙印刷費(12,000部)	250,740円
〃 3月31日	封筒代(長3 6,000枚、角2 6,000枚)	158,760円
	合 計	3,442,320円

## (3) 会派広報紙及び郵便切手について

会派広報紙の発行及び郵便切手の使用について関係人に確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 会派広報紙の発行は、12月議会に係るものが初めてである。それ以前は、会派

としてではなく、各々の議員が個人で広報紙を発行していたため、政務調査費は使用していなかった。

また、12月議会分と3月議会分の発行部数が異なる理由については、12月議会分は、会派広報紙の発行が初めてのことなので、どれくらいの部数がよいのか検討を重ね、議員1人につき郵送分 2,000部、手渡し分 250部、合計 2,250部が適当と判断した。3月議会分は、12月議会分の送付後、再検討を行い、議員1人につき郵送分 1,500部が適当と判断した。

- ・ 郵便切手は、各議員に会派広報紙の郵送分と同数を配付し、会派広報紙を全て郵送したので、余った郵便切手はない。なお、郵便切手の受払簿は、作成していない。

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 会派広報紙の切手による発送の合理性

規程第2条及び別表に定める使途基準において、会派広報紙に関して使用できる経費については、広報紙及び報告書の印刷費並びにこれらの送料と規定されており、民主市民連合議員会が購入した郵便切手は、会派広報紙の送料であることから、使途基準に適合しているものと認められる。

なお、広報紙の配付方法及び発送方法について具体的手法は規定しておらず、何ら制限しているものではない。

また、郵便区内特別郵便物の制度を利用した場合には、切手による発送と比較して42万円の経費削減となったとの請求人の主張については、平成21年5月27日付け下野新聞に掲載された記事において、民主市民連合議員会の会長は、「会派の会報を郵送するため切手を購入したもので、なんらやましいところはない。出す相手に丁寧な気持ちを表すために料金別納制度でなく切手を使った。」と説明している。

これらから判断すると、民主市民連合議員会が採用した手法については、使途基準に適合しているものと認められるとともに、発送手法の一選択肢として社会通念上認められているものであることから、政務調査費執行上、明らかに合理性を欠いているものとは認められない。

### (2) 会派広報紙郵送代の平成20年度支出についての合理性

民主市民連合議員会は、3月議会に係る会派広報紙を速やかに発送するため、平成21年3月30日に、12,000枚の90円切手を購入している。会派広報紙は、4月中にすべて発送したので、購入した郵便切手はすべて使用している。

会派広報紙の発送は当該年度内に完了しなければならないとの請求人の主張については、平成17年5月26日に名古屋地方裁判所は、岡崎市議会政務調査費返還請求事件において、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）の規定が任意団体たる市議会の会派や議員個人に対して適用または類推適用されるか否かという争点に対し、「同条は、地方自治法が財政運営の健全化を強く確保すべく、種々の規制を加えている普通地方公共団体に関するものであり、地方議会の会派のように、本質的に任意団体としての性質を有する団体に適用ないし類推適用されるべき規定でないことは明らかである。また、実質的に考えても、会派に対しては、普通地方公共団体と同様の会計年度や会計年度独立の原則を強制すべき必要性は何ら認められない。」という判決を下している。

これらから判断すると、民主市民連合議員会は、3月議会に係る会派広報紙送料として、年度末に郵便切手を購入したものであり、次年度にまたがり発送したとしても、会派広報紙の作成から配付に至る一連の事実行為に関わる支出であることから、政務調査費執行上、合理性を欠いているものとは認められない。

### 3 監査委員の判断

#### (1) 郵便区内特別郵便物の制度を利用した場合に受けることができた割引額相当額の返還請求を行っていないことの違法性又は不当性について

宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程では、会派広報紙の配付方法や発送方法について具体的手法は規定しておらず、何ら制限はしていないから、会派広報紙を郵送する際に、郵便区内特別郵便物の制度を利用しなかったことについて違法性は認められない。

また、規程に定めがないからといって、政務調査費を無制約に使用することは許されるものではないが、本件のように、たとえ郵便区内特別郵便物の制度を利用しなかったとしても、社会通念上許容される範囲を逸脱しているとは認められず、不当なものとは認められない。

#### (2) 年度内に使用しなかった郵便切手代相当額の返還請求を行っていないことの違法性又は不当性について

請求人は、年度内に使用しなかった郵便切手代相当額の返還を請求するよう求めていることから、地方自治法第208条（会計年度及びその独立の原則）の規定に反すると主張しているものと考えられるが、当該規定は、普通地方公共団体に関するものであり、任意団体である地方議会の会派には適用されない。

そもそも、地方自治法第208条は、予算執行の時期、すなわち物品の購入時期を問うものであって、使用時期を問うものではないから、何ら違法性は認められない。

また、本件の場合、3月議会に係る会派広報紙の郵送に要する郵便切手を3月中に購入し、4月中にはすべて使用したとのことであることから、社会通念上許容される範囲内の期間に使用しており、不当なものとは認められない。

### 4 結論

以上、政務調査費の会派広報紙送料のうち、郵便区内特別郵便物の制度を利用した場合に受けることができた割引額相当額及び年度内に使用しなかった郵便切手代相当額を返還するよう、民主市民連合議員会に対して請求する旨、宇都宮市長に対し勧告することを求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

## 第4 付記

政務調査費は公費で賄われるものであるから、その使用に当たっては、市民の理解が得られるよう効率的、効果的な執行が望まれる。

また、政務調査費の支出の透明性をいっそう高めるため、郵便切手など有価物は、郵便切手等受払簿により管理することや、取得価格が一定額以上の物品は、備品台帳により管理することなど、条例や規程などの整備を図ることが望まれる。

## 宇都宮市職員措置請求書

宇都宮市長 佐藤栄一に関する措置請求の要旨

### 1. 請求の要旨

平成20年度政務調査費収支報告書が、平成21年3月31日づけで市議会の各会派から篠崎議長あてに宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例第8条の規定により報告書が出ております。

民主市民連合委員会 会長 工藤正志からの報告書によると

#### ① 収入 平成20年度4月分～平成21年度3月分

月額 120,000×9人×12ヶ月で金利 7,770円を含んで、合計が ¥ 12,967,770であり

② 支出	1 研究研修費	¥335,800
	2 調査活動費	¥2,595,774
	4 資料購入費	¥102,475
	5 広報広聴費	¥3,442,320
	7 事務費	¥1,849,980
	合計	¥8,326,349

#### ③ 残額 ¥4,641,421

広報広聴費が突出して多く使われており、その内容を見ると、

1月14日 12月議会広報紙郵送代 郵便事業㈱ ¥1,440,000

2月3日 広報広聴費、会派広報紙 タキタ ¥362,880

2月5日 広報広聴費、封筒代 (有)印刷親友社 ¥149,940

3月30日 広報広聴費、会派広報紙 タキタ ¥250,740

3月30日 広報広聴費3月議会広報紙郵送代 郵便事業㈱ ¥1,080,000

3月31日 広報広聴費、封筒代 (有)印刷親友社 ¥158,760

以上で見る通り、4月から12月まで9ヶ月間は広報広聴活動は何ら行っていない事がわかる。

1月14日に90円切手を 16,000枚 ¥1,440,000

3月30日に90円切手を 12,000枚 ¥1,080,000

以上2度に渡り90円切手 28,000枚で 2,520,000円支出している事が判明。前年度までは政務調査費のほとんどがどの会派も使い切っていたが、昨年度から領収書を添付する決まりになったために使用しきれなくて 4,641,421円も残額を返金し、年度末にあわてて郵便切手を購入したと思われる。

1月14日と 3月30日に会派広報紙郵送代とあるが、市議会議員の場合はほぼ 100%は選挙区内の有権者に発送するのが常識ではないかと思われます。大量の郵便物を発送する場合には、料金別納郵便（郵便区内特別）という制度があり、100通以上まとまれば1通につき 90円の場合は 75円になり、15円の割引になる。単純計算すると 420,000円安くなるはずであり、税金を監視する議員がこのように無駄遣いをするとは思えない。年度末に金が余ったから切手を金券ショップで換金し、現金にして会派内で山分けしたのではないかと疑われなければよいがと思う。

又、事務費として	7月 4日	パソコン一式 (株コジマ)	¥145, 000
	8月18日	パソコン (ケーズ電気)	¥152, 450
	3月14日	パソコン一式 (株コジマ)	¥149, 900
	3月14日	〃 (株ヨドバシカメラ)	¥239, 900
	3月15日	〃 (株ヤマダ電機)	¥368, 600

以上のように、年度末に集中してパソコンを何台も購入しているのはどういう事なのか理解に苦しみます。3月15日ヤマダ電機からパソコン代 368, 600円購入した事になっているが、何故に現金ではなくクレジットカードなのか理解出来ない。

年度末の 3月14日パソコン一式 149, 900円 (株コジマ)

同じく 3月14日パソコン一式 239, 900円 (株ヨドバシカメラ)

同じく 3月15日パソコン一式 368, 600円 (株ヤマダ電機)

以上のように年度末に集中してたった 2日間でパソコン 3台、合計 758, 400円

3月30日90円の郵便切手 12, 000枚 1, 080, 000円、合計 1, 838, 400円

このように年度末に集中して不当に市民の血税を湯水のごとく使うことは許されません。料金別納郵便ならば 42万円も安くなったはずであり、又 3月30日に 108万円の郵便切手を購入したが物理的に年度内に発送する事は不可能と思われます。民主党支持者数人に聞いた処、民主市民連合の会派からただの一度も会派の広報等は送られて来た事は無いとの証言もあります。よって外部監査人は厳しく監査し、市長に対し返還命令を出すように勧告する事を求めます。

## 2. 個別外部監査を求める理由

現在の 4名の監査委員は、代表監査委員は元市議会事務局長であり、2名が現職の議会議員である。公正かつ中立での監査を求めるには無理があると思えるので外部監査を特に希望します。

## 3. 請求者

(住所) 宇都宮市今泉4丁目

(職業) 宇都宮市市議会議員

(氏名) 西 房美

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成21年6月17日

宇都宮市監査委員 殿

添付資料 (略)